

山鹿市条例第28号

山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年山鹿市条例第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、府令に規定する基準（第2章を除く。）（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）と同一とする。

（暴力団員等の排除）

第4条 特定教育・保育施設の設置者及び管理者並びに特定地域型保育事業者及び特定地域型保育事業を行う事業所の管理者は、山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条第1号又は第2号に掲げる者であってはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。